

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第5回協議会[平成16年 1月15日])提出
(第5回協議会[平成16年 1月15日])確認

協定項目	学校教育の取扱い
調整の内容	1. 公立幼稚園、小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 2. 学校教育関係補助及び就学援助費等については、新町において調整する。

	協定項目 学校教育の取扱い 公立幼稚園の状況 (1) 職員数及び園児数(平成15年5月1日現在) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">園名</th> <th rowspan="2">職員数</th> <th colspan="4">園児数</th> </tr> <tr> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>福富町立 福富幼稚園</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>48</td> <td>48</td> </tr> </table> (2) 所在地 佐賀県杵島郡福富町大字福富3408番地 (3) 園児数及び学級数の推移(各年5月1日現在) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">創立年</th> <th colspan="2">平成12年度</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>園児数</th> <th>学級数</th> <th>園児数</th> <th>学級数</th> <th>園児数</th> <th>学級数</th> </tr> <tr> <td>S53</td> <td>54</td> <td>2</td> <td>46</td> <td>2</td> <td>52</td> <td>2</td> </tr> </table> 授業料・入園料等 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">福 富 町 立 福 富 幼 稚 園</th> </tr> <tr> <td colspan="2">福富町立福富幼稚園授業料等徴収条例</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(授業料)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2条 幼稚園の授業料は、園児1人につき月額5,000円とし、毎月始め10日以内にこれを納入しなければならない。ただし、新しく入園したものの授業料は、入園の日から10日以内に、これを納入しなければならない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(入園料)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第7条 入園料は園児1人につき1,000円とし、入園の際にこれを徴収する。ただし、再入園する者は、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(授業料の免除)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第3条 授業料は、病気等で園児が登園しないことが月の始めから末日に及ぶときは当月分の授業料を免除することができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 非常災害又は特別の事情により、町長が学費の支弁困難なる者と認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。</td> </tr> </table>	園名	職員数	園児数				3歳児	4歳児	5歳児	合計	福富町立 福富幼稚園	3			48	48	創立年	平成12年度		平成13年度		平成14年度		園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	S53	54	2	46	2	52	2	福 富 町 立 福 富 幼 稚 園		福富町立福富幼稚園授業料等徴収条例		(授業料)		第2条 幼稚園の授業料は、園児1人につき月額5,000円とし、毎月始め10日以内にこれを納入しなければならない。ただし、新しく入園したものの授業料は、入園の日から10日以内に、これを納入しなければならない。		(入園料)		第7条 入園料は園児1人につき1,000円とし、入園の際にこれを徴収する。ただし、再入園する者は、この限りでない。		(授業料の免除)		第3条 授業料は、病気等で園児が登園しないことが月の始めから末日に及ぶときは当月分の授業料を免除することができる。		2 非常災害又は特別の事情により、町長が学費の支弁困難なる者と認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。		関係項目	公立幼稚園について 入園資格・学級編成 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">福 富 町 立 福 富 幼 稚 園</th> </tr> <tr> <td colspan="2">福富町立福富幼稚園管理規則</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(入園の資格)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2条 幼稚園に入園することができる者は、福富町に住所を有する者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。ただし、当分の間は5歳の幼児とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(学級の編成)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第4条 幼稚園の1学級の幼児数は、35人以下を原則とし、1月末日現在における入園希望幼児数により翌年度の学級を編成する。</td> </tr> </table> 公立幼稚園就園奨励費補助制度 ・家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るために補助金を交付する。 * 幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">補 助 対 象 経 費</th> <th colspan="3">補 助 限 度 額</th> </tr> <tr> <th>1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者</th> <th>同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者</th> <th>同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(第1子)</td> <td>(第2子)</td> <td>(第3子以降)</td> </tr> <tr> <td>生活保護法の規定による保護を受けている世帯</td> <td rowspan="2">入 園 料 保 育 料 等 合 計 額</td> <td>年額 20,000円</td> <td>年額 36,000円</td> <td>年額 52,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市町村民税所得割非課税となる世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> * 文部科学省が定める「幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年文部大臣裁定)」に準ずる。	福 富 町 立 福 富 幼 稚 園		福富町立福富幼稚園管理規則		(入園の資格)		第2条 幼稚園に入園することができる者は、福富町に住所を有する者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。ただし、当分の間は5歳の幼児とする。		(学級の編成)		第4条 幼稚園の1学級の幼児数は、35人以下を原則とし、1月末日現在における入園希望幼児数により翌年度の学級を編成する。		区 分	補 助 対 象 経 費	補 助 限 度 額			1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児			(第1子)	(第2子)	(第3子以降)	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入 園 料 保 育 料 等 合 計 額	年額 20,000円	年額 36,000円	年額 52,000円	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯				当該年度に納付すべき市町村民税所得割非課税となる世帯				
園名	職員数			園児数																																																																																												
		3歳児	4歳児	5歳児	合計																																																																																											
福富町立 福富幼稚園	3			48	48																																																																																											
創立年	平成12年度		平成13年度		平成14年度																																																																																											
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数																																																																																										
S53	54	2	46	2	52	2																																																																																										
福 富 町 立 福 富 幼 稚 園																																																																																																
福富町立福富幼稚園授業料等徴収条例																																																																																																
(授業料)																																																																																																
第2条 幼稚園の授業料は、園児1人につき月額5,000円とし、毎月始め10日以内にこれを納入しなければならない。ただし、新しく入園したものの授業料は、入園の日から10日以内に、これを納入しなければならない。																																																																																																
(入園料)																																																																																																
第7条 入園料は園児1人につき1,000円とし、入園の際にこれを徴収する。ただし、再入園する者は、この限りでない。																																																																																																
(授業料の免除)																																																																																																
第3条 授業料は、病気等で園児が登園しないことが月の始めから末日に及ぶときは当月分の授業料を免除することができる。																																																																																																
2 非常災害又は特別の事情により、町長が学費の支弁困難なる者と認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。																																																																																																
福 富 町 立 福 富 幼 稚 園																																																																																																
福富町立福富幼稚園管理規則																																																																																																
(入園の資格)																																																																																																
第2条 幼稚園に入園することができる者は、福富町に住所を有する者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。ただし、当分の間は5歳の幼児とする。																																																																																																
(学級の編成)																																																																																																
第4条 幼稚園の1学級の幼児数は、35人以下を原則とし、1月末日現在における入園希望幼児数により翌年度の学級を編成する。																																																																																																
区 分	補 助 対 象 経 費	補 助 限 度 額																																																																																														
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児																																																																																												
		(第1子)	(第2子)	(第3子以降)																																																																																												
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入 園 料 保 育 料 等 合 計 額	年額 20,000円	年額 36,000円	年額 52,000円																																																																																												
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯																																																																																																
当該年度に納付すべき市町村民税所得割非課税となる世帯																																																																																																

調整内容

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	学校教育の取扱い	関係項目	小・中学校について		
調整内容	調整の具体的内容	小・中学校の施設整備については、新町において計画的に実施する。			
	1. 学校所在地及び学校規模				
	(1) 小学校(平成15年5月1日現在)		(2) 中学校(平成15年5月1日現在)		
	学校名	所在地	学級数	生徒数	教職員数
	須古小学校	白石町大字堤1461番地	6	207	11
	六角小学校	白石町大字東郷2231番地	6	168	11
	白石小学校	白石町大字福田2373番地	7	211	12
	北明小学校	白石町大字築切205番地	11	261	17
	福富小学校	福富町大字福富3410番地	13	361	22
	有明東小学校	有明町大字牛屋6833番地2	8	208	15
有明西小学校	有明町大字戸ヶ里1493番地	8	208	15	
有明南小学校	有明町大字深浦5582番地	7	184	13	
合 計		66	1,808	116	
学校名	所在地	学級数	生徒数	教職員数	
白石中学校	白石町大字遠江143番地	14	463	27	
福富中学校	福富町大字福富3497番地	7	212	18	
有明中学校	有明町大字坂田290番地	10	340	23	
合 計		31	1,015	68	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	学校教育の取扱い	関係項目	参考資料																																																																							
参 考 資 料	<p>1. 私立幼稚園の状況</p> <p>(1) 職員数及び園児数(平成15年5月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">園名</th> <th rowspan="2">職員数</th> <th colspan="4">園児数</th> </tr> <tr> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弥栄幼稚園 (白石町)</td> <td>6(2)</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は内数で事務職員数</p> <p>(2) 所在地 佐賀県杵島郡白石町大字福田2014番地1</p> <p>(3) 園児数及び学級数の推移(各年5月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">創立年</th> <th colspan="2">平成12年度</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>園児数</th> <th>学級数</th> <th>園児数</th> <th>学級数</th> <th>園児数</th> <th>学級数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S54</td> <td>40</td> <td>4</td> <td>32</td> <td>3</td> <td>31</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	園名	職員数	園児数				3歳児	4歳児	5歳児	合計	弥栄幼稚園 (白石町)	6(2)	7	9	10	26	創立年	平成12年度		平成13年度		平成14年度		園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	S54	40	4	32	3	31	3	<p>(1) 職員数及び園児数(平成15年5月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">園名</th> <th rowspan="2">職員数</th> <th colspan="4">園児数</th> </tr> <tr> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有明幼稚園 (有明町)</td> <td>8</td> <td>32</td> <td>47</td> <td>51</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 所在地 佐賀県杵島郡有明町大字牛屋335番地</p> <p>(3) 園児数及び学級数の推移(各年5月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">創立年</th> <th colspan="2">平成12年度</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>園児数</th> <th>学級数</th> <th>園児数</th> <th>学級数</th> <th>園児数</th> <th>学級数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S53</td> <td>161</td> <td>6</td> <td>133</td> <td>6</td> <td>139</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	園名	職員数	園児数				3歳児	4歳児	5歳児	合計	有明幼稚園 (有明町)	8	32	47	51	130	創立年	平成12年度		平成13年度		平成14年度		園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	S53	161	6	133	6	139	6
	園名			職員数	園児数																																																																					
3歳児		4歳児	5歳児		合計																																																																					
弥栄幼稚園 (白石町)	6(2)	7	9	10	26																																																																					
創立年	平成12年度		平成13年度		平成14年度																																																																					
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数																																																																				
S54	40	4	32	3	31	3																																																																				
園名	職員数	園児数																																																																								
		3歳児	4歳児	5歳児	合計																																																																					
有明幼稚園 (有明町)	8	32	47	51	130																																																																					
創立年	平成12年度		平成13年度		平成14年度																																																																					
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数																																																																				
S53	161	6	133	6	139	6																																																																				
	<p>2. 私立幼稚園の授業料及び入園料</p> <p>弥栄幼稚園(白石町)</p> <p>入園料 22,000円(年額)</p> <p>入園料手数料 3,000円(1回)</p> <p>*入園願書提出の際に入園料・保育料1ヶ月を添えて提出する。</p> <p>授業料 13,000円(1ヶ月)</p>	<p>有明幼稚園(有明町)</p> <p>入園料・手数料 20,000円(1回)</p> <p>*申し込みの際納入</p> <p>用品代(通園カバン・帽子)園名入り 3,000円(必要者のみ)</p> <p>授業料 15,000円(1ヶ月)</p>																																																																								

合併協定項目に関する修正にかかる新旧対照表

協定項目	修正前	修正後
42. 学校教育	(1) 公立幼稚園、小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐ。	(1) 公立幼稚園、小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。